

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針 ～当面5年間（R1～R5）の考え方～

利尻町

1 利尻町の森林現況について

本町の総面積は7,650haで、森林面積は6,182haと総面積の約81%を占めており、そのうち民有林は653haとなっており、町有林と一般民有林で構成され、道有林はありません。民有林のうち、トドマツを主体とした人工林の面積は436haであり、人工林率約67%となっています。本町では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や道の森林整備事業予算や町単独予算などにより森林の整備を進めてきましたが、森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不在村化、相続による世代交代などから整備が行き届かない森林の増加が懸念されます。このため、本町では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備や促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めます。

2 基本方針について

(1) 森林整備の推進

町有林においては、国等の森林整備事業予算を活用し、森林整備を推進しているが、私有林については整備が行き届いていない状況である。このことから、森林の所有者に対しては、町などに森林の経営・管理を委ねるよう働きかけるとともに、森林環境譲与税を活用して森林の整備を一層推進し、地球温暖化や山地災害の防止に貢献する森林整備を推進します。

(2) 人材育成・担い手確保

町内においては、林業事業者が少ないことから、国や道で実施している担い手支援事業との連携を図り、林業就業者の安定確保に向けた取組を進めます。

(3) 木材利用の促進

町内のトドマツなどの人工林資源は利用期を迎える中、町内には製材工場がなく、離島であり海上輸送費等の経費が大きいことから、木材利用の環境整備が進んでいない状況である。このため、木質バイオマスの利用などを検討し、町内での利活用を促進します。

(4) 普及啓発

土砂災害の防止など森林の果たす役割や森林整備の必要性などについて、住民の理解の促進を図るため、町有林を活用した森林環境教育や植樹活動のほか、住民と交流する木育活動などを進めるとともに、木材利用についても住民の理解を促進する。

3 森林環境譲与税の使途について

- (1) 森林整備に要する費用
- (2) 木材利用に要する費用
- (3) 木育活動に要する費用